

9 任用、給与及び退職手当に関する情報の提供並びに勤務の意思の確認
 任命権者は、自分の間、職員（臨時的職員等を除く。以下9において同じ。）が年齢六〇年等に達する日の属する年度の前年度において、当該職員に対し、人事院規則で定めるところにより、当該職員が年齢六〇年等に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとした。（附則第九関係）

二 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正関係
 1 定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額
 定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額は、俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第五條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。ととした。（附則第一二項関係）

2 特定日以後の職員の俸給月額等

(一) 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が六〇歳（次に掲げる職員においては、次の年齢）に達した日以後における最初の四月一日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、当該職員に属する職務の級及び当該職員に属する号俸に應じた額に一〇〇分の七〇を乗じて得た額とする。ととした。（附則第八項関係）

(1) 一 による改正前の国家公務員法（以下「旧国家公務員法」という。）第八一條の二第二項第二号に掲げる職員に相当する職員として人事院規則で定める職員 六三歳

(2) 旧国家公務員法第八一條の二第二項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち、人事院規則で定める職員 六〇歳を超え六四歳を超えない範囲内で人事院規則で定める年齢

(一)は、一の五の(一)又は(二)により異動期間を延長された管理監督職を占める職員等には適用しないこととした。（附則第九項関係）

(二) 他官職への降任等をされた職員であつて、当該他官職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に(一)により当該職員が受ける俸給月額（以下「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に一〇〇分の七〇を乗じて得た額（以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事院規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、(一)により当該職員が受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する等、必要な規定を整備することとした。（附則第一〇項、第一六項関係）

三 国家公務員退職手当法の一部改正関係

1 退職手当の基本額に係る特例

(一) 当分の間、第四條第一項の規定は、一年以上二五年未満の期間勤続した者であつて、六〇歳（次に掲げる者）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者等を除く。）に対する退職手当の基本額について準用することとした。（附則第一二項関係）

(1) 旧国家公務員法第八一條の二第二項第二号に掲げる職員に相当する職員として内閣官房令で定める職員等 六三歳

(2) 旧国家公務員法第八一條の二第二項第三号に掲げる職員に相当する職員のうち内閣官房令で定める職員等 六〇歳を超え六四歳を超えない範囲内で内閣官房令で定める年齢

(二) 当分の間、第五條第一項の規定は、二五年以上の期間勤続した者であつて、六〇歳（(一)の(1)及び(2)に掲げる者）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者等を除く。）に対する退職手当の基本額について準用することとした。（附則第一三項関係）

(一)及び(二)は、旧国家公務員法第八一條の二第二項第一号に掲げる職員に相当する職員として内閣官房令で定める職員等が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しないこととした。（附則第一四項関係）

2 特定日以後の俸給月額を受ける者に係る退職手当の基本額に係る特例
 一般職の職員の給与に関する法律附則第八項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）檢察官の俸給等に関する法律附則第五條第一項若しくは防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定又はこれらに準ずる給与の支給の基準による職員の俸給月額の改定は、俸給月額の減額改定に該当しないものとした。（附則第一五項関係）

3 応募認定退職等による定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例
 当分の間、応募認定退職等による定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例については、原則として六〇歳と退職年齢との差の年数に応じた俸給月額の割増率とする。ととした。（附則第一六項関係）

四 檢察官の定年を段階的に年齢六五年に引き上げることとする等、所要の規定の整備を行うこととした。

檢察官の俸給等に関する法律の一部改正関係
 檢察官及び副檢察事の俸給月額は、当分の間、その者の年齢が六三年に達した日の翌日以後、その者の受ける号に應じた俸給月額に一〇〇分の七〇を乗じて得た額とする等、所要の規定の整備を行うこととした。

五 檢察官の俸給等に関する法律の一部改正関係
 檢察官及び副檢察事の俸給月額は、当分の間、その者の年齢が六三年に達した日の翌日以後、その者の受ける号に應じた俸給月額に一〇〇分の七〇を乗じて得た額とする等、所要の規定の整備を行うこととした。

六 教育公務員特例法の一部改正関係
 文部科学省に置かれる研究施設で政令で定めるものの職員のうち専ら研究又は教育に従事する者の管理監督職務上限年齢は、文部科学省令で定めるところにより任命権者が定めることとする等、所要の規定の整備を行うこととした。

七 警察法の一部改正関係
 管理監督職務上限年齢に達している特定地方警察官について、その属する都道府県警察の警視以下の階級にある警察官として任命することとする等、所要の規定の整備を行うこととした。

八 自衛隊法の一部改正関係

自衛隊員（自衛官を除く。）の定年を段階的に年齢六五年等に引き上げるとともに、定年前再任用短時間勤務並びに管理監督職務上限年齢による降任及び転任の制度を設ける等、所要の規定の整備を行うこととした。

九 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正関係
 当分の間、事務官等の俸給月額は、その者が六〇歳等に達した日以後における最初の四月一日以後、その者に適用される俸給表の俸給月額のうち、その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に應じた額に一〇〇分の七〇を乗じて得た額とする等、所要の規定の整備を行うこととした。

一〇 会計検査院法の一部改正関係
 検査官の定年を六五歳から七〇歳に引き上げるとともに、検査官の任期を七年から五年とした。

一一 附則関係

一 実施のための準備等
 (一) 一による改正後の国家公務員法（以下「新国家公務員法」という。）の規定による職員の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとした。（附則第二條第一項関係）

(二) 任命権者は、施行日の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六〇年に達する職員（当該職員が占める官職に係る旧国家公務員法第八一條の二第二項に規定する定年が年齢六〇年である職員に限る。）に対し、一の九の例により、当該職員が年齢六〇年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとした。（附則第二條第二項関係）